

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十六号

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則（昭和五十二年三月奈良県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号イ中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。